

改正

平成28年3月29日規則第4号

平成29年4月28日規則第27号

令和元年6月28日規則第7号

令和元年12月13日規則第35号

令和3年11月19日規則第77号

令和4年3月22日規則第5号

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則を次のように定める。

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例（平成20年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与限度額)

第2条 条例第3条第1項本文の規則で定める額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 入学料及び授業料に係る奨学金 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第2条第1項の表大学の学部の項授業料の年額の欄及び入学料の欄に掲げる額を標準として貸費生（条例第2条に規定する貸費生をいう。以下同じ。）の在学する大学（条例第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）が定めた額

(2) 生活費に係る奨学金 月額10万円

(貸与の申請)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金貸与申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

(2) 身上調書（様式第2号）

(3) 推薦書（様式第3号）

(4) 保証人の印鑑証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔令和4年規則5号〕

(保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸費生と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者でなければならない。

(貸費生の採用)

第5条 知事は、第3条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、貸費生の採用を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和4年規則5号〕

(貸与休止の額)

第6条 条例第5条第1項の規定により貸与を休止する奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 授業料に係る奨学金 第2条第1号に規定する授業料に係る奨学金の年額を12で除して得た額に対象月数（休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月から復学し、又は進級した日の属する月までの月数をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

(2) 生活費に係る奨学金 第2条第2号に規定する生活費に係る奨学金の月額に対象月数を乗じて得た額

(借用証書の提出)

第7条 貸費生（貸費生が死亡したときは、その保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸与を受けた奨学金の全額について保証人と連署した借用証書（様式第4号）に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第3条に規定する期間が満了したとき。

(2) 条例第4条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(後期臨床研修の承認)

第8条 後期臨床研修（条例第6条第1項第1号に規定する後期臨床研修をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書（様式第5号）に当該

研修を実施する医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(免除又は猶予の申請)

第9条 条例第6条第1項又は第8条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金返還免除申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 指定医療機関等(条例第2条に規定する指定医療機関等をいう。以下同じ。)の医師としての業務に従事した期間がある場合にあつては、業務従事証明書(様式第7号)
- (2) 死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなった場合にあつては、その状況を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 条例第9条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金返還猶予申請書(様式第8号)にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、奨学金の返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(期間の計算)

第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を除くものとする。

- (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数
- (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数

一部改正〔平成29年規則27号〕

(退学届等)

第11条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第9号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、若しくは卒業し、又は大学に留年し、若しくは復学したとき。
- (2) 大学において停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 初期臨床研修（条例第6条第1項第1号に規定する初期臨床研修をいう。以下同じ。）若しくは後期臨床研修を中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は初期臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に入学したとき。
- (6) 指定医療機関等を退職したとき。
- (7) 指定医療機関等の医師としての業務（初期臨床研修及び後期臨床研修を除く。）に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (8) 氏名又は住所を変更したとき。
- (9) 医師の免許を取得したとき。
- (10) 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項の規定による処分を受けたとき。
- (11) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

一部改正〔令和元年規則35号〕

（死亡の届出）

第12条 貸費生又は貸費生であった者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、貸費生死亡届出書（様式第10号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

（保証人の異動）

第13条 貸費生又は貸費生であった者は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第11号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（学業成績表の提出）

第14条 条例第10条に規定する学業成績表は、前学年分を毎年4月15日までに知事に提出しなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日規則第 4 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月28日規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第 1 条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 8 号及び様式第 9 号の規定並びに第 2 条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 6 号及び様式第 7 号の規定による書類は、第 1 条の規定による改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 8 号及び様式第 9 号の規定並びに第 2 条の規定による改正後の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 6 号及び様式第 7 号の規定による書類とみなす。

附 則（令和元年 6 月28日規則第 7 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第35号抄）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 3 年11月19日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月22日規則第 5 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定並びに第 2 条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。